

## 承認第 2 号

### 専決処分の承認を求めることについて

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 30 年米原市条例第 33 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に米原市都市計画税条例（平成 17 年米原市条例第 49 号）を改正する必要が生じ、平成 30 年 3 月 31 日に米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 30 年 3 月 31 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

米原市都市計画税条例（平成 17 年米原市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

付則第 14 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同項を付則第 15 項とする。

付則第 13 項中「付則第 5 項および第 7 項」を「付則第 6 項および第 8 項」に、「付則第 5 項および第 8 項」を「付則第 6 項および第 9 項」に、「付則第 6 項、第 8 項および第 9 項」を「付則第 7 項、第 9 項および第 10 項」に、「付則第 8 項から第 10 項まで」を「付則第 9 項から第 11 項まで」に、「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に、「付則第 11 項」を「付則第 12 項」に改め、同項を付則第 14 項とする。

付則第 12 項中「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に改め、同項を付則第 13 項とする。

付則第 11 項を付則第 12 項とする。

付則第 10 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を付則第 11 項とする。

付則第 9 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「付則第 5 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 10 項とする。

付則第 8 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「付則第 5 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 7 項中「付則第 5 項」を「付則第 6 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第 8 項とする。

付則第 6 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第 7 項とする。

付則第 5 項の前の見出しおよび同項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を付則第 6 項とする。

付則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 5 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲

げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第 4 号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度までの都市計画税については、なお従前の例による。

米原市都市計画税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p><u>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</u></p> <p>5 <u>法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u></p>	<p>付 則</p>	<p>・改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定の追加</p>

<p><u>(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p><u>(4) 家屋の建築年月日および登記年月日</u></p> <p><u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>6 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につ</u></p>	<p><u>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正</li> </ul>
--	---	--

いて法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 付則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗

て法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 付則第 5 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗

- ・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ
- ・ 平成 30 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

- ・ 文言整理

- ・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ
- ・ 平成 30 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地

じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、付則第 5 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 5 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 5 項の規定にかかわらず、当該商業地

・ 文言整理

・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ  
・ 平成 30 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ  
・ 平成 30 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の負担



<p>等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整</p>	<p>等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整</p>	<p>についての調整措置を講ずるための改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正</li> </ul>
--	--	--

都市計画税額とする。

表 略

12 略

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する付則第 11 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とする。

14 付則第 6 項および第 8 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、付則第 6 項および第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 7 項、第 9 項および第 10 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 9 項から第 11 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 11 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、付則第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 12 項および前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

15 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項もしくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項または第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画

都市計画税額とする。

表 略

11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する付則第 10 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とする。

13 付則第 5 項および第 7 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、付則第 5 項および第 8 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 6 項、第 8 項および第 9 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 8 項から第 10 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 10 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、付則第 10 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 11 項および前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

14 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項もしくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項または第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2

- ・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ
- ・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ

- ・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ

- ・ 条例付則第 5 項の追加に伴う項の繰下げ
- ・ 法律改正にあわせて、引用条項から法附則第 15 条第 19 項を削る改正

<p>税に限り、第2条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	
---	--	--